

学生の  
皆さんへ

## 研究活動における 不正行為を ご存じですか？



学部生であっても、  
研究を行うときは、  
「研究者」と  
見なされます。

研究者は  
「研究活動における  
不正行為」を行っては  
ならないとされています。

大学では、様々な場面でレポートを作成する機会があります。文献や電子書籍、インターネットの記述等をレポートに利用する際には、利用した箇所が明らかになるように、出典を明記しなければいけません。もし、出典を明記せずコピーし、レポートを作成した場合は、研究活動上の不正行為（盗用）にあたります。また、著作権法に違反する可能性もあり、罰則の対象となる可能性があります。

このチラシでは、このような不正行為をうっかり犯してしまわないよう  
レポートや論文を書く際の注意点について、紹介します。

### 研究活動における不正行為とは？

- ❗ 「研究活動から得られたデータや結果のねつ造、改ざん及び他者の研究成果等の盗用」のことをいいます。
- ❗ 不正行為の疑いが発覚した場合は、大学が調査委員会を設置し、調査を行います。
- ❗ 不正行為が認定された場合は、大学における処分や国からの研究費の応募資格がはく奪されます。また、大学全体の責任も問われます。

#### ねつ造

存在しないデータ、  
研究成果等を作成  
すること



hahaha...

#### 改ざん

研究資料、機器・過程を変更する操作を行い、  
データ、研究活動によって得られた  
結果等を真正でない  
ものに加工すること



#### 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、  
データ、研究結果、論文又は用語を  
当該研究者の了解  
又は適切な表示なく  
流用すること



以上の3点は「**特定不正行為**」とされ、特に悪質な行為です。

× 以下の行為も不正行為にあたるといえます ×

#### 二重投稿

既に発表した(または投稿中の)論文と  
本質的に同じ論文を他の学術雑誌に  
投稿する行為

#### サラミ出版

(業績の水増しのため)一つの研究  
成果を複数の研究成果に分割して  
出版する行為

#### 不適切なオーサーシップ

論文の著者を適切に記載しない行為  
例:著者としての資格がないにも関わらず、  
好意的に付与する(ギフト・オーサーシップ)

## 研究活動における不正行為を防ぐための研究倫理教育



不正行為を行わないようにするために、新潟大学の研究者や学生は、研究倫理に関する教育を受けることになっています。

次のような教材が活用されています。

- APRIN e-learningプログラム  
(一般財団法人公正研究推進協会)

その他の取り組み(剽窃チェック)

- 論文等の剽窃や盗用を未然に防止するため、**剽窃チェックツール**を導入しています。
- 意図せぬ不正行為を防止するため、論文投稿時の確認事項として**論文投稿前チェックリスト**を活用しています。



詳しくは新潟大学  
WEBサイトで検索

新潟大学 研究倫理

<https://www.niigata-u.ac.jp/>

### これまでに起きた不正行為の事例

#### case 1 論文10編にデータの改ざんがあったことが発覚 (A大学助教)

特定不正行為 改ざん

処分 論文取り下げ勧告、被告発者への処分検討中

-----内容-----

被告発者である助教は、2009年から2017年までに発表された論文において、生データから論文データに加工する段階で生データの数値を操作して、改ざんを行っていた。

(文部科学省HPより一部抜粋)

-----背景-----

被告発者の論文10編に改ざんが見られ、常態化していたと考えられる。研究者、教育者として、当然守るべきルールや姿勢についての認識が甘く、コンプライアンス意識が低かったことが大きな要因である。一方、同助教は上司の教授から求められていた研究業績を何とか達成しようと、精神的にも肉体的にも追い詰められていたことも、これらの行為を常態化させていた要因の一つ。

また、本件は、研究室の学生からの相談により発覚したことから、研究倫理教育に一定の効果があつたと推察できる。

#### case 2 博士学位論文で盗用があったことが発覚 (B大学元大学院生)

特定不正行為 盗用

処分 博士学位論文を取り消し、  
博士学位及び課程修了を取り消し

-----内容-----

被告発者である元大学院生は、博士学位論文の執筆の際に、先行論文の文章の一部や個人のホームページに掲載された組織写真とほぼ同一の写真を、適切な引用表記をしないまま流用していた。

(文部科学省HPより一部抜粋)

-----補足-----

本件は、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる盗用と認定された。

元大学院生本人が引用の確認を怠ったことや、研究指導教員が、研究の本体部分のみならず全体について、引用文献との照合や写真の出どころなどの確認を怠ったことが発生要因である。

学部生、大学院生は、レポートや論文の作成時には研究活動における不正行為に十分留意しなければならない。また、研究指導教員には、研究倫理教育を含め、十分に学生を指導することが求められる。



研究活動の  
不正行為に関する  
告発窓口

もし、不正行為にあたるような行為に気がついたときは、下記までご相談ください。  
相談の事実を、絶対に他に漏らしません!

学内窓口 新潟大学監査室

TEL : 025-262-6128 FAX : 025-262-7501 mail : kaizen@adm.niigata-u.ac.jp

学外窓口 弁護士丸山正法律事務所

TEL : 025-223-1935 FAX : 025-222-6339 mail : maruyama-law@email.plala.or.jp

お問合せ

このチラシに関する件 …… 研究企画推進部 研究推進課  
TEL : 025-262-5422, 5419

研究倫理教育に関する件 … 各学部・研究科事務室にご確認ください。

令和5年3月発行



真の強さを学ぶ。

新潟大学  
NIIGATA UNIVERSITY